

奈良県告示第二百二十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を休止した旨の届出があった。

令和五年九月二十二日

奈良県知事 山下 真

医療機関の名称	医療機関の所在地	休止年月日
やまぐち歯科	北葛城郡王寺町王寺一―一―七	令和五年八月一日